

土佐町子育て情報

～ミニガイドブック～



連絡先一覧

令和8年4月 健康福祉課改定

土佐町役場

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居 194 番地

ホームページ <http://www.town.tosa.kochi.jp/>

※市外局番は「0887」です。

課名	電話番号
総務課	82-0480
住民課	(住民係) 82-1110
	(窓口係) 82-1717
	(税務係) 82-2500
建設課	82-0400
企画推進課	82-2450
農畜林振興課	82-0484
教育委員会	82-0483
議会事務局	82-2445
健康福祉課	(福祉係) 82-2333
	(健康係) 82-0442

⇒詳しくは各担当課までお問い合わせください。

ガイドブック内の
イラストは土佐町
の子ども達の作品
です



ヨモーくん
国語力向上イメージ
キャラクター

ご結婚される方へ

結婚祝金

ご結婚された夫婦をお祝いするとともに、定住促進を図るためお祝い金（商品券）を支給します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①婚姻受理日において、夫婦どちらかが40歳未満の方 ②妻・夫の双方またはどちらかが婚姻届受理日において土佐町に居住し、引き続き3年以上土佐町に定住する意志を有する方 ③当該世帯に税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと
支給額	<p>10万円(土佐地区商工会の発行する商品券) ※商品券には有効期限があります。</p>



問合せ：住民課 窓口係（82-1717）

不妊治療・不育治療費の助成

妊娠および出産を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療・不育症治療にかかる費用の一部を助成します。

対象治療	一般不妊治療	特定不妊治療	不育症治療
対象者条件	<ul style="list-style-type: none"> ①婚姻関係にある夫婦（事実婚含む） ②夫婦の両方又は一方が、土佐町に住所登録があり、居住していること ③夫婦が医療保険各法の規定に基づく被保険者・組合員又は被扶養家族であること ④町税、水道料などの滞納がないこと ⑤他の市町村において、同一の助成を受けていないこと ⑥特定不妊治療のみ、「高知県不妊治療費支援事業」の助成決定を受けていること 		
助成額	1年度ごとに上限5万円	1回につき上限15万円 (特定不妊治療にかかる費用として、対象者が負担した額から、高知県の助成額を控除した額)	1治療期間、1年度ごとに上限30万円(1治療期間の医療費の1/2以内)

問合せ：住民課 住民係（82-1110）

妊娠がわかったら

妊婦届、母子健康手帳交付

妊娠がわかったらできるだけ早めに妊婦届出をしましょう。届出と同時に母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を記録していくための大切な手帳です。

手続き場所	土佐町保健福祉センター
-------	-------------

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

助産制度

経済的な理由により出産費用の負担が困難な方に安心して出産していただくために、指定の助産施設（医療機関等）への入院の費用を援助します。

問合せ：中央東福祉保健所（0887-53-3171）

県外での健康診査（助成）

里帰り出産等の理由により、県外の医療機関健診で妊婦健診・歯科健診を受けられる方に健診費用の助成を行います。利用される方は事前にご相談ください。

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）



妊婦一般健康診査（助成）

妊娠中の健康診査 14 回分の費用を助成します。高知県内の医療機関で使用することができます。母子健康手帳交付時に受診券をお渡しします。

対象者	妊婦全員
回数	14 回
費用	受診券ごとに定められた公費負担額を超えた額は自己負担となります。

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

妊婦歯科健康診査（助成）

妊娠中の歯科健康診査の費用を助成します。高知県内の歯科医療機関で使用することができます。母子健康手帳交付時に受診券をお渡しします。

対象者	妊婦全員
回数	1 回
費用	公費負担額を超えた額は自己負担となります。

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

妊婦のための支援給付金

妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように「妊婦等包括相談支援」と経済的支援を一体的に実施しています。

対象者	妊娠届時及び新生児訪問の際にアンケート及び面談等を受けた妊産婦（流産・死産・人工妊娠中絶をされた方を含む） （妊娠 8 か月頃のアンケート提出が支給要件となります）
給付額	妊婦一人あたり 50,000 円 胎児の数×50,000 円

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

住民課 窓口係（82-1717）

妊娠、出産に関する制度・手当など

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、申請により出産育児一時金が支給されます。国保加入者以外の方は、本人または配偶者の勤務先にご相談ください。妊娠 12 週（85 日）以上の死産・流産も対象になります。

支給額	50 万円 (産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は 48 万円 8 千円)
-----	--

問合せ：住民課 住民係 (82-1110)

出産費用助成

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産費用の自己負担分の一部を助成します。

対象者	①加入する健康保険の保険者から支給された出産育児一時金、高額療養費、追加給付を足した額よりも医療機関等に支払った出産費用が高額な方 ③出産日及び申請日に本町に住所を有し、出産後も 1 年以上本町に定住する意思のある方 ③当該世帯に、税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと
助成内	健康保険適応となる医療費の自己負担額に相当する額
助成金	出産施設に支払った出産費用から、加入する健康保険の保険者から支給された金額を差し引いた金額で上限 10 万円

問合せ：健康福祉課 健康係 (82-0442)

妊産婦医療費助成

妊産婦の病気の早期発見や早期治療を促すとともに経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう妊産婦の医療費の助成を行います。

対象者	①妊産婦で健康保険に加入している方 ②当該世帯に、税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと
支給条件	妊娠届が受理された月の初日から、出産された月の翌月の末日まで
支給内容	健康保険適応となる医療費の自己負担額に相当する額を助成

問合せ：健康福祉課 健康係 (82-0442)

出産祝金

お子さまの誕生を祝福し健やかな成長を願うとともに、子育て家庭を支援するため出産祝い金制度があります。

支給額	第 1 子、第 2 子 100,000 円 第 3 子以降 200,000 円
支給条件	①土佐町に住所を有し、かつ居住し引き続き将来土佐町に居住する意志のある方 ②当該世帯に税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと

問合せ：住民課 窓口係 (82-1717)



妊婦健康診査交通費助成

妊婦やその家族の経済的負担の軽減と安心して出産・子育てできる町づくりのため、妊婦健診を受診する際の往復交通費の一部を助成しています。

支給対象等	①母子手帳の交付を受けている方 ②妊婦健診の受診日及び出産後の申請日に土佐町に住所のある方 ③町が交付した「妊婦一般健康診査受診票」(上限 14 回)を使用した受診が対象 ④当該世帯に、税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと
支給額	1 回の通院につき 5,000 円

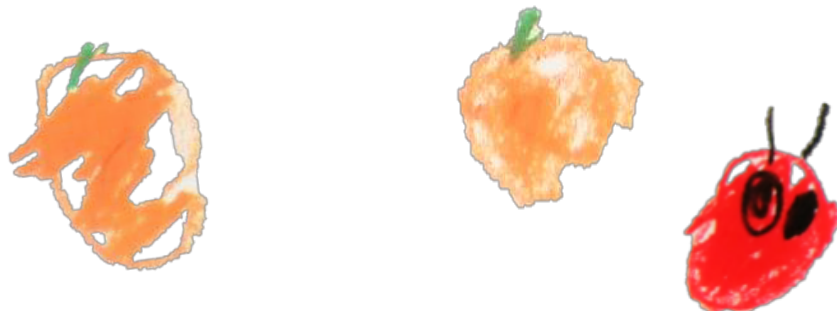
問合せ：健康福祉課 健康係 (82-0442)

チャイルドシート購入費助成

チャイルドシート(ジュニアシート含む)を購入された方を対象に購入費の一部を補助します。

支給対象等	①6 歳未満の子どもの保護者 ②当該世帯に、税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと
助成額	1 台 10,000 円(子ども 1 人あたり 2 台まで)ただし、購入金額が 10,000 円を下回る場合には購入金額を上限とする。

問合せ：健康福祉課 福祉係 (82-2333)



赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生の日を含めて 14 日以内に役場に届出をしましょう。

必要なもの	医師等の証明のある出生届 届出人の印鑑、母子健康手帳
-------	-------------------------------

問合せ：住民課 窓口係（82-1717）

赤ちゃん訪問

保健師や助産師が赤ちゃんと言婦さんのいる全ての家庭を訪問し体重測定や乳幼児健診の案内、予防接種の説明、育児相談等を行います。
問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

愛育相談・母乳相談

身体測定や保健師による育児相談、助産師による乳房ケアや母乳相談等を行っています。

対象者	乳幼児、保護者
実施日	健康カレンダーまた広報等で案内
場 所	保健福祉センター、田井支所など

※母乳相談は産後 1 年未満の方が対象。

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

ポッポ広場（子育て支援センター）

未入園児の親子を対象に、気軽に遊べる居場所を提供しています。子育てについて気軽に相談できる場づくりを行い、子育て情報の提供や学習会も開催しています。

保健福祉センター	月～金曜日	9:00～15:00
	週末開放（不定期）	日時不定期
みつば保育園	木曜日	9:30～11:00
図書館ホール	火曜日	9:00～11:30

問合せ：教育委員会・子育て支援センター（82-0483）

産後ケア事業

産後も安心して子育てができるように、助産師等が産後ケア施設で、お母さんや赤ちゃんの心身のケアや育児のサポートを受けることができます。土佐町では R5 年度より利用料が無料となりました。

対象者：町内に住所を有する産後 1 年未満の母親及び赤ちゃん

利用方法：健康福祉課へ事前申請が必要。利用承認通知を受けた後、希望する施設をご自身でご予約。

	宿泊型	訪問型	通所型
利用回数	最大 6 泊（1 泊から利用可）	10 回	10 回（町外施設） ※町内を利用の場合は回数制限なし
利用料	無料（オプションは自己負担）	無料	無料（オプションは自己負担）

※利用回数の上限を超えた場合は全額自己負担（高額）となります。

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

健診・教室に行こう！

乳児一般健康診査（助成）

受診券を利用することで1歳未満のお子さまが医療機関で健康診査を受ける費用を3回分助成します。受診券は母子健康手帳交付時にお渡しします。

対象者	1歳未満（1歳の誕生日の前日まで）
-----	-------------------

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

産婦健康診査（助成）

産後8週間までの産婦が医療機関等で健康診査を受ける費用を2回分助成します。受診券は母子健康手帳交付時にお渡しします。

対象者	産後8週間までの産婦
-----	------------

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

乳児健康診査

1歳児健康診査

1歳6か月児健康診査

2歳児健康診査

3歳児健康診査

離乳食教室

お子さまの成長に合った離乳食の進め方や作り方について、地域食材を使いながら栄養士と一緒に学ぶ教室です。

対象者	乳児の保護者 ※託児あり
実施日	年3回
場 所	保健福祉センター
案 内	対象者に個別通知

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）



《対象月齢》

2か月～1歳未満

1歳～1歳6か月未満

1歳6か月～

2歳4か月～

3歳4か月～

お子さまの健やかな成長・発達を見守るため子どもの健診を行っています。

場 所：保健福祉センター

内 容：身体測定、診察、歯科、栄養、育児相談など

案 内：対象者に個別通知

問合せ：健康福祉課 健康係（82-0442）

子育てに関する助成など

保育助成金

就学前の子どもを含むお子さまが2人以上いる方を対象に子育てを支援するための助成金があります。

支給額	年額 60,000 円 (第2子以降 就学前年度まで) ※年度途中から該当となった場合は月割り
支給条件	①就学前の子どもを含むお子さまが2人以上いる方 ②土佐町に住所を有し、かつ居住し引き続き将来土佐町に居住する意志のある方 ③当該世帯に、税・使用料・手数料・分担金などの滞納がないこと

問合せ：住民課 窓口係 (82-1717)

児童手当

高校卒業までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。出生や転入から14日以内に申請してください。

※公務員の方は勤務先にお問い合わせ下さい。

	子どもの年齢	手当の額 (1人あたり月額)
支給額	3歳未満	第1・2子 15,000円 第3子以降 30,000円
	3歳～18歳 ※18歳到達後の最初の年度末まで	第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円

問合せ：住民課 窓口係 (82-1717)

子どもの医療費助成

子どもの健康の保持と増進、子育て世代の医療費負担軽減をはかるため、18歳まで医療費の自己負担分を助成します。

対象	0歳～18歳(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの子ども
----	---------------------------------

問合せ：住民課 住民係 (82-1110)

小児インフルエンザ予防接種助成

子育て世帯の予防接種に係る経済的負担の軽減等を目的に予防接種助成を行います。

対象者	満1歳～18歳まで(18歳に達する年度末まで)の者
助成額	1回につき上限 2,000円
回数	13歳未満：2回分 13歳以上：1回分

問合せ：健康福祉課 健康係 (82-0442)

木育推進事業 (木製おもちゃ配布)

土佐町産の木材を活用し、小学生も木育学習として携わって作成したおもちゃを年度に生まれたお子さんにお渡ししています。

対象者	当該年度に生まれた方
-----	------------

問合せ：農畜林振興課 (82-0484)

ブックスタート事業

絵本に出会うきっかけ作りのため、絵本のプレゼントを行っています。

対象	生後8か月前後のお子さん、1歳6か月児のお子さん
----	--------------------------

問合せ：教育委員会 (82-0483)

いろいろな子育て支援



.....ひとり親家庭に関する支援.....

児童扶養手当

ひとり親家庭や父又は母が一定の障害にある家庭などで、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で一定の障害の状態にある児童を養育している方が対象となります。

手当額	11,000円程度~48,000円程度 /月(児童の人数や所得に応じて金額が変わります) 所得制限あり
-----	--

問合せ：住民課 窓口係 (82-1717)

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の母または父(母又は父に代わってその児童を養育している方を含む)と児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)に対して医療費の自己負担分の助成を行います。所得制限あり

問合せ：住民課 窓口係 (82-1717)



母子、父子および寡婦福祉資金

自立を助けるため、無利子で修学資金・就学支度資金・生活資金などの資金を貸し付けます。

問合せ：住民課 窓口係 (82-1717)

.....障がいや病気のある子どもに関する支援.....

未熟児養育医療

赤ちゃんの出生時の体重が2,000g以下などの未熟児のお子さまで入院して養育の必要があると医師が認めた場合に医療費の助成を行います。

問合せ：住民課 窓口係 (82-1717)

育成医療の支給

18歳未満のお子さんで身体に障害のある方、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある方の機能回復のための手術などの治療を受ける際の医療費を支給します。

問合せ：健康福祉課 福祉係 (82-2333)

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とし在宅で生活している20歳未満の方に支給します。

問合せ：健康福祉課 福祉係 (82-2333)

特別児童扶養手当

身体又は精神に障害を持つ20歳未満の方を在宅で養育している方に支給します。

問合せ：健康福祉課 福祉係 (82-2333)

保育に関する支援

一時保育

保育園に入所していない乳幼児でも、保護者の通院、急病、育児疲れの解消等の理由により、家庭で保育できない場合には、一時的にお預かりします。

対象児童	町内に住所を有する 9 か月以上の就学前児童
保育時間	午前 8 時～午後 4 時までの必要な時間 月～金（行事がある等実施しない日があります）
利用制限	週 3 日、月 10 日を利用限度とします
利用定員	1 日あたり 3 名
利用料金	1 日 2,000 円（保険代金、昼食持参） 半日（8 時～12 時）1,000 円 半日（12 時～16 時）1,000 円
利用方法	事前に利用登録が必要です。利用登録後、利用したい日の 2 週間前から 2 日前までに保育園へ電話で申し込んでください。

問合せ：教育委員会（82-0483）

保育料・給食費の無償化

保育料・給食費 無料

問合せ：教育委員会（82-0483）

園内おむつ提供

保育中に使用するおむつについては、完全提供とします。（令和 7 年 4 月～）

問合せ：教育委員会（82-0483）



小・中学校に関する支援

小・中学校給食無償化

給食費 無料（平成 31 年 4 月 1 日～）

問合せ：教育委員会（82-0483）

スクールバス

土佐町小中学校へ遠距離通学する児童生徒の登下校の安全を守るためスクールバス（無料）を運行しています。利用にあたっては居住対象地域の指定があります。

問合せ：教育委員会（82-0483）

通学用自転車・ヘルメット購入費補助

土佐町中学校へ通学する生徒で居住対象地域にお住まいの方に、自転車購入費とヘルメット購入費の補助があります。

問合せ：教育委員会（82-0483）

就学援助費の給付

小中学校に通学している児童生徒の保護者で経済的理由により就学に対し援助が必要な方に、学用品費等の就学に係る経費の一部を給付します。所得などで対象者の要件があります。

問合せ：教育委員会（82-0483）

小中学校・高校入学祝金

土佐町小中学校及び嶺北高等学校（土佐町中学校卒業）に入学する児童・生徒の保護者等に、入学祝金を支給します。

（入学児童・生徒 1 人につき 100,000 円）

問合せ：教育委員会（82-0483）

土佐町育児休暇制度整備支援事業

男性の育児休業制度の普及と、子育てしやすい職場環境の整備を促進するために、事業所（中小企業）等に勤務し土佐町に住所を有する男性が育児休業を取得したときに、事業所に対して補助金を支給する制度です。育児休業の取得をお考えの方は、事業所にお問い合わせください。

問合せ：住民課 窓口係（82-1717）

若年者遠距離通勤支援事業

若い世代を対象に通勤にかかる費用を支援します。

対象者	雇用保険被保険者のうち33才以下、または未就学児の保護者（公務員を除く）
支援内容	<p>【通勤支援】</p> <p>嶺北管内、旧本川村、旧吾北村以遠への通勤（11日以上通勤した月のみ）に月額1万5千円（対象4月から2月）</p> <p>【車両購入】</p> <p>対象者のうち、Uターン者が、通勤用に税抜100万円以上の新規車両（自家用）を購入した際に1人1台限り50万円※契約前に事前承認申請が必要</p> <p>※その他要件がありますので、必ず契約前にご相談ください</p> <p>Uターン者：土佐町に5年以上の居住歴のある者が、土佐町外へ転出し、当該転出から1年以上経過したのちに、定住の意思をもって再び土佐町に転入した者のうち、再び土佐町に住所を有した日から1年以内の者</p>
申請期限	3月10日（申請には通勤先での証明が必要ですのでお早めにご相談ください）

問合せ：総務課 財政係（82-0480）

土佐町新築・リフォーム定住支援事業

移住・定住促進のためのフォームおよび新築にかかる費用を支援します。

対象者	<p>共通：夫婦ともに39歳以下の世帯、子育て世代（18未満の子どもがいる世帯）または、34歳以下の者</p> <p>新築：事業費が1,000万円以上のもの</p> <p>リフォーム：事業費が500万円以上のもの</p> <p>下記のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 築20年以上の住居のリフォームを行う場合</p> <p>(イ) 町内に移住し、親世帯と同居するために住居のリフォームを行う場合</p> <p>(ウ) 結婚を機（概ね1年以内）に、住居の必要なリフォームを行う場合（夫婦どちらかが新たにリフォームを行おうとする住居に引っ越してくる場合に限る）</p> <p>(エ) 出産を機（概ね1年以内）に複数の子どもがいることになったために住居の必要なリフォームを行う場合</p>
支援内容	<p>新築の場合：最大4,000千円（定額2,000千円+町産材の使用の場合、最大2,000千円上乗せ（20㎡を限度））</p> <p>リフォームの場合：最大2,000千円（定額1,000千円+町産材の使用の場合、最大1,000千円上乗せ（10㎡））</p>

問合せ：総務課 総務係（82-0480）

「土佐町人口減少対策交付金事業」については、
こちらの二次元コードから見るすることができます。



「土佐町公式ライン」については、こちらの二次元
コードから友達になることができます。

